第五　退職手当債及び第三セクター等改革推進債に係る許可基準

一　許可申請に当たっての事業区分

退職手当債及び第三セクター等改革推進債の許可申請は、次に掲げる事業区分を許可申請の単位として行うものとする。

1　退職手当債

⑴　普通会計退職手当債

普通会計退職手当債については、退職手当額（国家公務員ベース）が総務省令で定める平年度ベースの標準退職手当額を上回る地方公共団体で、今後の定員や人件費の適正化に関する計画（以下「定員管理・給与適正化計画」という。）を定め総人件費の削減に取り組むものに対し、当該上回る額の範囲内で、かつ、定員管理・給与適正化計画の作成を通じた将来の人件費の削減により償還財源が確保できると認められる範囲内の額を対象とするものとする。

⑵　公営企業退職手当債

公営企業退職手当債については、定員管理・給与適正化計画を定め総人件費の削減に取り組む公営企業に対し、職員の退職に伴う減員や人件費の適正化によって、当該公営企業の将来の人件費の削減により償還財源が確保できると認められる範囲内の額を対象とするものとする。

2　第三セクター等改革推進債

第三セクター等改革推進債については、議会の議決を得て公営企業の廃止、土地開発公社若しくは地方道路公社の解散若しくは業務の一部の廃止又は損失補償を行っている法人等の解散若しくは事業の再生に取り組む地方公共団体であって、その財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、将来の財政の健全な運営に資する改革を行うと認められる地方公共団体に係る地財法第33条の５の７第１項各号に掲げる経費を対象とするものとする。

二　退職手当債及び第三セクター等改革推進債に係る許可手続

協議団体に係る簡易協議手続は、退職手当債及び第三セクター等改革推進債の許可手続について準用する。

○総務省告示第百六十三号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十一項の規定に基づき、平成二十七年度地方債計画を次のように作成したので、同項の規定により公表する。

平成二十七年四月十日

総務大臣　山本　早苗

平成27年度地方債計画

（通常収支分）

（単位：億円、％）

項目	平成27年度計画額(A)	平成26年度計画額(B)	差引 (A)−(B) (C)	増減率 (C)／(B)×100
一　一般会計債				
1　公共事業等	16,389	16,473	△ 84	△ 0.5
2　公営住宅建設事業	1,126	1,132	△ 6	△ 0.5
3　災害復旧事業	647	502	145	28.9
4　教育・福祉施設等整備事業	3,359	3,487	△ 128	△ 3.7
⑴　学校教育施設等	1,232	1,240	△ 8	△ 0.6
⑵　社会福祉施設	376	379	△ 3	△ 0.8
⑶　一般廃棄物処理	649	653	△ 4	△ 0.6
⑷　一般補助施設等	562	665	△ 103	△ 15.5
⑸　施設（一般財源化分）	540	550	△ 10	△ 1.8
5　一般単独事業	20,543	20,047	496	2.5
⑴　一般	4,351	4,355	△ 4	△ 0.1
⑵　地域活性化	490	400	90	22.5
⑶　防災対策	871	871	0	0.0
⑷　地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
⑸　旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
⑹　緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
⑺　公共施設最適化	410	—	410	皆増
6　辺地及び過疎対策事業	4,565	4,010	555	13.8
⑴　辺地対策	465	410	55	13.4
⑵　過疎対策	4,100	3,600	500	13.9
7　公共用地先行取得等事業	345	430	△ 85	△ 19.8
8　行政改革推進	1,000	1,700	△ 700	△ 41.2
9　調整	100	100	0	0.0
計	48,074	47,881	193	0.4
二　公営企業債				
1　水道事業	4,334	3,987	347	8.7
2　工業用水道事業	178	210	△ 32	△ 15.2
3　交通事業	1,786	1,789	△ 3	△ 0.2
4　電気事業・ガス事業	164	228	△ 64	△ 28.1
5　港湾整備事業	544	596	△ 52	△ 8.7
6　病院事業・介護サービス事業	4,116	4,123	△ 7	△ 0.2
7　市場事業・と畜場事業	2,096	449	1,647	366.8
8　地域開発事業	805	1,083	△ 278	△ 25.7
9　下水道事業	10,981	11,093	△ 112	△ 1.0
10　観光その他事業	114	110	4	3.6
計	25,118	23,668	1,450	6.1
合計	73,192	71,549	1,643	2.3
三　臨時財政対策債	45,250	55,952	△ 10,702	△ 19.1
四　退職手当債	800	800	0	0.0
五　国の予算等貸付金債	(345)	(740)	(△ 395)	(△ 53.4)
総計	(345) 119,242	(740) 128,301	(△ 395) △ 9,059	(△ 53.4) △ 7.1
内訳　普通会計分	95,009	105,570	△ 10,561	△ 10.0
内訳　公営企業会計等分	24,233	22,731	1,502	6.6